

平成 28 年 3 月 21 日

台東区サッカー連盟所属チームの皆様

台東区サッカー連盟審判部

2015-2016 競技規則改定と台東区主管試合についての対応について

毎年、競技規則が変わっておりますが、昨年から今年にかけて競技規則改正があり、さらに 2 年前の改定における国際的解釈が変更となっておりますので、ここで台東区ではどういう対処をするのかガイドラインを示します。

1. ペナルティエリア内の決定的な得点機会の阻止について（2016 に予告）

現行では決定的な得点機会の阻止については

- ・退場（決定的な得点機会の阻止）
- ・ペナルティーキックによる再開
- ・同競技者の一試合以上の出場停止

の三重罰となっておりますが、退場ではなく警告となる指針が示されています。

しかし、台東区では 2016 年 1 月 1 日時点の三重罰のまま平成 28 年シーズンは行います。

理由：まだ警告と退場のガイドが明確ではないため

2. テクニカルエリア内について（2015 通達）

テクニカルエリア内では次のことに従って下さい。

① テクニカルエリアに入ることのできる者

- ・大会規定に定められた交代要員数およびチーム役員数の範囲内で、試合前に届けられた者ならびに後退して退いた競技者のみ。

② 戦術的指示

- ・その都度ただ 1 人のチーム役員のみが試合中「エリア」内において指示を与えることができる

解説：エリア内で指示できる者は 1 人、エリア外では指示できない

③ エリア外の活動（台東区では関係なし）

④ 態度

- ・監督およびその他エリアに入る者は、責任ある態度で行動しなければならない。
- ・エリアに入る者は、常にベンチや椅子に着席していなければならない。（②③を除く）

解説：交代選手を含め、ベンチ内では指示を出す 1 人以外は着席していなければならない

ウォームアップする選手はそのエリアに行くことはできるが、指示をしてはならない

⑤ 無線通信システム

- ・映像モニター等、試合の映像をベンチ内で見ることのできる通信機器（PC を含む）の使用は認められない

解説：その他の箇所でベンチ内では電子機器を扱ってはならないとあるため、携帯電話を使用しての撮影や通話は禁止される

3. オフサイドの適用について（2013-2014 改定）

- ・相手競技者が意図的にプレーした（意図的なセーブは除く）ボールを、既にオフサイドポジションにいる競技者が受けたとしても、その位置にいることによって利益を得たとは判断しない。

解説：いまだにこの解釈が未だ理解されていないため文書化する

○守備側競技者の動きが以下の条件のいずれかを満たしたときにオフサイドは成立しない

- ・ボールに対して明らかに意図を持ってプレーする

→FKの際、壁に入った選手がジャンプするようなものは除く

- ・一歩以上（少なくとも1m程度以上）動いて、ボールに対してプレーした場合
- ・明らかな意図（クリアをしようとする等）をもってヘディングやダイビングをした場合

この際、主審サイドでのオフサイド判定において、腹心がボールに対して意図を持ってプレーをしたかわからない場合、主審に対してオフサイドを通達するためフラッグを上げる場合がある。しかし、主審が上記の守備側競技者の動きがあったと認めた場合、副審のオフサイドを無効としキャンセルを告げることができる。

以上